

## 平成23年（1月～12月）法的措置一覧

平成23年12月21日現在

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
1	23 (措) 1	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	塩山地区特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	23. 4. 15
2	23 (措) 2	山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	石和地区特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	23. 4. 15
3	23 (措) 3	エアセパレートガスの製造業者及び販売業者に対する件	特定エアセパレートガスの販売価格について、現行価格より10パーセントを目安に引き上げることを合意していた。	3条後段	23. 5. 26
4	23 (措) 4	(株)ディー・エヌ・エーに対する件	特定ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE（グリー(株)の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。）を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。	19条（一般指定14項）	23. 6. 9
5	23 (措) 5	(株)山陽マルナカに対する件	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に対し、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、商品の移動等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等に際し、特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がないなどにもかかわらず、金銭を提供させていた。 ③ 自社の食品課が取り扱っている商品（以下「食品課商品」という。）のうち、自社が独自に定めた販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、返品していた。 ④ 食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている商品のうち、全面改装に伴う在庫整理等を理由として割引販売を行うこととしたものについて、これらの商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。 ⑤ クリスマス関連商品の販売に際し、仕入担当者から、懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した上でその場で注文するよう指示するなどの方法により、クリスマス関連商品を購入させていた。	19条（2条9項5号）	23. 6. 22
6	23 (措) 6	LPガス容器の製造業者らに対する件	鋼材等の購入価格の変動に対応して特定LPガス容器の需要者向け販売価格の改定を行う旨を合意していた。	3条後段	23. 6. 24
7	23 (措) 7	VVFケーブルの製造業者及び販売業者に対する件	特定VVFケーブルの販売価格を決定していく旨を合意していた。	3条後段	23. 7. 22
8	23 (措) 8	茨城県境土地改良事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する件	茨城県が境土地改良事務所において発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	23. 8. 4

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
9	23 (措) 9	茨城県境工事事務所が発注する舗装工事の入札参加業者らに対する件	茨城県が境工事事務所において発注する特定舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	23. 8. 4
10	23 (措) 10	茨城県境工事事務所が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する件	茨城県が境工事事務所において発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	23. 8. 4
11	23 (措) 11	石川県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	石川県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	23. 10. 6
12	23 (措) 12	石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	石川県輪島市が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	23. 10. 6
13	23 (措) 13	日本トイザラス(株)に対する件	取引上の地位が自社に対して劣っていた特定の納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 売上不振商品等（売行きが悪く在庫となった商品、販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品等をいう。以下同じ。）を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、当該売上不振商品等を返品していた。 ② 自社が割引販売を行うこととした売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売における自社の割引予定額に相当する額の一部又は全部を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。	19条（2条9項5号）	23. 12. 13
14	23 (措) 14	L P ガス供給機器の製造業者に対する件	特定L P ガス供給機器の販売価格について、現行の販売価格より10パーセント程度引き上げることを合意していた。	3条後段	23. 12. 20
15	23 (措) 15	新潟市等に所在するタクシー事業者に対する件	新潟交通圏における特定タクシー運賃を新自動認可運賃における一定の運賃区分とする旨等を合意していた。	3条後段	23. 12. 21